

令和 8 年 1 月 5 日  
国不建推第 7 6 号

建設業者団体の長  
都道府県建設業担当部局長  
公共発注者の長  
主要民間団体の長

殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

### 通常必要と認められる労務費を著しく下回るおそれのある取引事例集

建設業界の担い手の確保に向けて、労働者の処遇改善や働き方改革を推進するために、建設工事の請負契約の当事者が遵守すべき原則を定めた建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）が、令和 6 年に改正され、請負契約において労働者の賃金の原資となる労務費が適切に確保され、下請負人に行き渡るよう、法第 20 条第 2 項において受注者には著しく低い労務費による見積りを禁止し、また、法第 20 条第 6 項において注文者には著しく低い労務費による見積となるような変更依頼を禁止する規定が設けられた。

さらに、中央建設業審議会において、個々の技能者の経験・技能に応じた適正賃金を支払うことが可能となるよう、公共工事・民間工事を問わず、建設工事の請負契約において、適正な労務費（賃金の原資）を確保することを目的とする「労務費に関する基準」（令和 7 年 12 月中央建設業審議会勧告。以下「労務費基準」という。）が作成、勧告された。

労務費基準では、建設工事において通常必要と認められる労務費（以下「適正な労務費」という。）については、適切な職種の公共工事設計労務単価に、施工条件・作業内容等に照らして適正な歩掛を乗じる計算方法が示され、労務単価については、公共工事設計労務単価を下回る水準を設定しないこと、また、歩掛については、当該工事の施工条件・作業内容等に照らして、受注者として責任を持って施工できる水準を計算して設定することが必要とされている。

個々の請負契約において、労務費基準により示される適正な労務費が確保され、適正な労務費・賃金の支払いがなされるよう、建設工事の全ての取引段階において、賃金の原資として適正な労務費を確保することが重要であり、そのような取引が推進されるよう、国土交通省では法第 40 条の 4 に基づき、いわゆる建設 G メンが建設工事の請負契約に係る取引実態を調査し、不適正な取引行為が確認された場合は改善を促すなど、適正な労務費の確保に向けた取組みを行ってきた。

本事例集は、そのような建設 G メンによるこれまでの調査において、見積りのやり取りに関して確認された改善が必要な取引事例及びその解説を取りまとめたものである。

建設工事の取引当事者においては、少なくとも本事例集で示した事例は建設業法上問題となり得ることに十分留意し、適正な労務費が確保された取引に努められたい。

## ○建設工事の労務費に係る不適正な見積りのやり取りによる取引事例

建設工事の見積りについて、法第 20 条第 1 項では、受注者は工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費及び当該建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの（以下「材料費等」という。）、その他当該建設工事の施工のために必要な経費の内訳などを示した見積書を作成するよう努めなければならないとされている。また、法第 20 条第 4 項では、注文者はその見積りの内容を考慮するよう努めるものとされている。注文者と受注者においては、これらの法の趣旨を踏まえ、材料費等、その他当該建設工事の施工のために必要な経費が適正に確保された額により見積りをやりとりする商慣行の定着が期待される。

以下の見積りのやり取りによる各取引事例については、いずれにおいても、労務費を価格調整の原資とした場合、適正な労務費が確保されないことや適正な労務費の額を著しく下回るおそれに繋がる可能性があることから、注文者及び受注者がそれぞれの立場において適正な取引行為となるよう改善が必要となるものである。

また、労務費基準において、労務費の他にも、労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金についても、通常必要と認められる額とされていることを踏まえ、これらの経費についても価格調整の原資とすることで、以下の各事例のようにならないよう、労務費と同様に適正な額が確保された取引をすることが必要である。さらに、これらの不適正な取引行為は、追加工事または変更工事に伴う変更契約等についても適用される考え方となることに留意しなければならない。

なお、材料費については、労務費基準において「労務費と並んで建設工事の主要費用を占めている材料費については、その適正な費用計上が労務費へのしわ寄せを防ぐ観点から重要であるところ、物価資料等に掲載されている価格については、請負契約において「通常必要と認められる材料費」の一指標として整理される。」こと、『『労務費に関する基準』の運用方針』の方針 41 において、「個別の建設工事の設計図書で定められた品質を満たすために必要な建築資材の調達価格が、当該建設工事の施工のために「通常必要と認められる額」となり、民間調査（物価本）によって各資材の市場価格が一指標となると考えられる」ことがそれぞれ示されており、材料費においても本事例を考慮しつつ、通常必要と認められる額が確保されるよう、契約当事者間で見積りのやり取りを行うことが望ましい。

＜類型①（単価を見直さない据え置き）＞

事例１．長年の取引関係のある注文者と受注者は、予め建設工事の契約にあたって見積りに用いる労務単価を取り決めているが、数年にわたって労務単価に関する協議の場が設けられず、適正な労務費となるような労務単価の水準に見直されないまま、その労務単価を用いて見積りのやり取りを行っている。

事例２．注文者と受注者が、初めて建設工事の取引を行うにあたって、注文者、受注者のいずれかが作成している労務単価を用いることとされたが、その労務単価は数年にわたって適正な労務費となるような労務単価の水準に見直されないまま、その労務単価を用いて見積りのやり取りを行っている。

解説． 近年、建設業に従事する労働者の賃金水準は上昇傾向にあり、賃金支払いの実態を基に設定された公共工事設計労務単価も毎年見直しが図られている。

そのような状況下で、数年にわたって適正な労務費となるような水準へ見直しがされていない労務単価を用いることによって、適正な労務費が確保されていない建設工事の取引を行うことは、「単価を見直さない据え置き」に該当する。

事例１は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和８年１月１日内閣官房・公正取引委員会。）を踏まえ、例えば１年に１回などの定期的に労務費について協議する場を設けることが適切だが、そのような場が設けられず労務単価の見直しが図られていないものであり、また、事例２も取引に用いる労務単価が数年にわたって見直されていないため、それぞれの事例において、見積り時における最新の公共工事設計労務単価と比較して低い労務単価となった際は、適正な労務費が確保されないことや適正な労務費の額を著しく下回るおそれに繋がる可能性があることから、適正な取引行為となるよう改善が必要である。

＜類型②（一律一定比率等の減額）＞

事例３．適正な労務費を踏まえた見積りに対して、合理的理由や根拠がなく一定の比率を乗じて減額を行い、本来施工に必要となる適正な労務費とはならない見積りのやり取りを行っている。

事例４．適正な労務費を踏まえた見積りに対して、合理的理由や根拠がなく端数調整により減額を行い、本来施工に必要となる適正な労務費とはならない見積りのやり取りを行っている。

解説． 建設工事の取引において値引きなどの価格交渉を行うこと自体は否定されるものではないが、適正な労務費を下回ることがないように、値引きの原資は受注者の利潤相当額の範囲等から充てられる必要がある。

適正な労務費を踏まえた見積りに対し、合理的理由や根拠がなく一律に一定比率を乗じて減

額したり、端数調整として減額することにより、適正な労務費が確保されていない建設工事の取引を行うことは、「一律一定比率等の減額」に該当する。

事例3及び事例4は、適正な労務費に対して、合理的理由や根拠がない一律、または一定比率等により労務費が減額されており、適正な労務費が確保されないことや適正な労務費の額を著しく下回るおそれに繋がる可能性があることから、適正な取引行為となるよう改善が必要である。

#### ＜類型③（予算額を前提とした指値）＞

事例5．注文者が設定した工事予算額に見積りの総額を合わせるために、その予算額から逆算して、合理的理由や根拠がなく、本来施工に必要な労務費とならない額を計上し、適正な労務費が確保されていない見積りのやり取りを行っている。

解説． 注文者が請負代金を指定したうえで、その額で施工できる者を募集すること自体は差し支えないが、注文者は予め、受注者より労務費を含む工事の施工に必要な経費を明らかにした見積りを徴収したうえで、工事の注文に必要な予算を確保することが望ましく、また予め見積りの徴収が困難な場合であっても、公共工事設計労務単価を踏まえた適切な労務費の水準が考慮された予算を計上することが望ましい。

工事予算額との整合性をとることを前提に、予算額を基に工事の施工に必要な経費を逆算して見積りに計上された労務費には合理的理由や根拠がなく、このような適正な労務費が確保されていない建設工事の取引を行うことは、「予算額を前提とした指値」に該当する。

事例5は、注文者が指定した予算内で契約するために、工事代金の予算額に整合性をとることを優先し、適正な労務費とならない見積りをするものであり、適正な労務費が確保されないことや適正な労務費の額を著しく下回るおそれに繋がる可能性があることから、適正な取引行為となるよう改善が必要である。

#### ＜類型④（相見積等を基にした指値）＞

事例6．注文者が複数の建設業者から徴収した見積りのうち最安値の見積額を一方的に請負代金とするため、当該最安値の見積額の提出者以外の者に、本来施工に必要な適正な労務費よりも減額した見積りとするような変更を依頼し、適正な労務費が確保されていない見積りのやり取りを行っている。

解説． 注文者が複数の建設業者より見積書を徴収し、その内容を踏まえて受注者を決定することは否定されないが、適正な労務費による見積りを行った者を受注者として決定することが適切である。

注文者が複数の建設業者から徴収した中で最安値の見積りについて、最安値という理由のみをもって、当該最安値の見積額の提出者以外の者に対してその最安値の額を提示し、同額もしくはそれ以下の額による見積りへ変更を依頼し、適正な労務費が確保されていない建設工事の取引を行うことは、「相見積等を基にした指値」に該当する。

事例6は、注文者が安価な契約をするために、労務費を減額した見積りとするような変更を依頼することで、適正な労務費が確保されていない見積りを行うものであり、適正な労務費が確保されないことや適正な労務費の額を著しく下回るおそれに繋がる可能性があることから、適正な取引行為となるよう改善が必要である。

＜類型⑤（取引関係維持等を意図した減額）＞

事例7. 長年の取引関係のある注文者と受注者が、取引関係を維持することを理由として、本来施工に必要となる適正な労務費から合理的理由や根拠がなく減額して、適正な労務費とならない見積りのやり取りを行っている。

事例8. 注文者と受注者が、新たな取引関係の構築を目的とし、本来施工に必要となる適正な労務費に比べて、合理的理由や根拠がなく減額して、適正な労務費とならない見積りのやり取りを行っている。

解説. 受注者が、特定の注文者との関係構築や、閑散期における受注等を目的として、総価として通常より安価な契約をすること自体は否定されないが、このような値引きの原資は受注者の利潤相当額の範囲等から充てられる必要があり、あくまでも労務費は適正に確保する必要がある。

注文者と受注者が取引関係を維持する目的をもって、本来施工に必要となる適正な労務費に比べて減額した見積りにより、適正な労務費が確保されていない建設工事の取引を行うことは、「取引関係維持等を意図した減額」に該当する。

事例7及び事例8は、取引関係を維持するために、合理的理由及び根拠のない減額により、適正な労務費とならない見積りであり、適正な労務費が確保されないことや通常必要と認められる労務費の額を著しく下回るおそれに繋がる可能性があることから、適正な取引行為となるよう改善が必要である。

＜類型⑥（工事条件を考慮しない価格設定）＞

事例9. 注文者と受注者が、工事条件に応じて額を変えることが必要な労務費について、工事条件を考慮せずにあらゆる工事において、常に同じ歩掛の値を用いて、適正な労務費とならない見積りのやり取りを行っている。

事例10. 注文者と受注者が、労務単価については適切な職種の公共工事設計労務単価を踏まえた内容としているものの、工事条件を考慮せずに、同種工事に比べて実現困難と思われるような歩掛を計上することにより、適正な労務費とならない見積りのやり取りを行っている。

解説. 建設工事については、現場ごとに様々な条件があるため、労務費を構成する歩掛も、通常はその条件に応じて異なるものであり、過去の同種工事の実績や職種分野別の「労務費の基

準値」などと比較のうえで、適正な歩掛に基づいた労務費を見積書に計上することが必要である。

注文者、受注者のいずれにおいても、工事条件が現場ごとに異なるにも関わらず、合理的理由や根拠がなく、常に同じ歩掛、または同種工事と比べて実現困難な歩掛を用いることにより、適正な労務費が確保されていない建設工事の取引を行うことは、「工事条件を考慮しない価格設定」に該当する。

事例 9 及び事例 10 は、工事条件を考慮せずに、合理的理由及び根拠のない歩掛を基にした、適正な労務費とならない見積りであり、適正な労務費が確保されないことや適正な労務費の額を著しく下回るおそれに繋がる可能性があることから、適正な取引行為となるよう改善が必要である。